

## 和解および損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成28年5月13日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号および第13号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

## 和解および損害賠償額の決定について

青梅市は、庁用自動車による物損事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

### 1 和解および損害賠償の相手方

東京都青梅市

### 2 事故の概要

平成28年2月12日午後2時50分頃、市職員が、相手方の所有する家屋の敷地に隣接する駐車場に庁用自動車を駐車しようとした際、運転操作を誤り、当該家屋に衝突し、外壁等を損壊した。

### 3 和解の内容

- (1) 青梅市は、本件事故による損害について、相手方に対し、下記4の額を賠償する。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方は、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申立て、請求

および訴えの提起をしない。

4 損害賠償の額

¥ 1, 973, 160. —